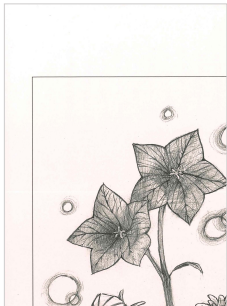


令和 7 年度 人権啓発活動事業

「ちょっといい話」募集要領

- 1 趣 旨 『ちょっといい話』事業は、市民の皆さんが日々の暮らしの中で体験した『心が温くなる出来事』を募集し、冊子を作成するものです。一人ひとりがお互いを思いやり、尊重することの大切さに『気づく』きっかけを提供し、その『気づき』を分かち合い、広めていくことで、人権を尊重する意識を高めることを目的としています。
 - 2 主 催 瑞浪市・瑞浪市人権施策推進ネットワーク会議
 - 3 対 象 市内在住・在学・在勤者、市内小中高等学校の児童及び生徒
 - 4 締 切 令和 7 年 9 月 30 日（火）
 - 5 提 出 先 瑞浪市 みずなみ未来部 市民協働課（西分庁舎 1 階）
所在：〒509-6195 瑞浪市上平町 1 丁目 1 番地
メールアドレス：kyoudou@city.mizunami.lg.jp
 - 6 内 容 文章もしくは文章とイラストを電子メール、はがき、封書等でお送りください。
 <文章の場合>
 - ・400 文字以内。
 - ・短くても大丈夫ですが、どのような場面なのかがよく分かるように説明を書いてください。
 <文章とイラストの場合>
 - ・郵便はがきまたは同じサイズの白い紙に黒インクで描いてください。
 - ・どういう場面なのか、よく分かるように文章を入れてください。
 - ・冊子の表紙や挿絵に採用する場合があります。
- 



(左) 『ちょっといい話 12』
表紙：一般の作品

(中) 『ちょっといい話 13』
表紙：中学生の作品

(右) 『ちょっといい話 14』
表紙：小学生の作品
- 7 そ の 他
 - ・原稿には住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号（児童・生徒の場合は、学校名、学年・クラス名、氏名とふりがな）を明記してください。
 - ※イラスト付きの場合は裏面
 - ・応募いただいた話から、選考の上、冊子にまとめます。
 - ・氏名は公表しません（例：小 4、高 2、70 代等と紹介）
 - ・原稿は返却しません。
 - ・応募者全員に、作成した『ちょっといい話』の冊子を、差し上げます。
 - 8 問合せ先 瑞浪市 みずなみ未来部 市民協働課（担当：河合）
電話 0572-68-9756